

論点に対する回答（総務省）

	行政手続コストの削減、入札・契約手続の簡素化について
省 庁 名	総務省
論 点	(1) コスト計測結果につき、御報告いただきたい（件数、一件あたりの作業時間（工程別）） 削減率は初年度比（第6回行政手続部会（平成30年12月14日）にて報告いただいた値からの削減率）
【回 答】	
<p>① 平成30年6月に実施した民間企業へのアンケート結果を踏まえ競争参加資格申請に係る申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間(242分)及び添付書類の取得・作成に係る平均所要時間(195分)の所要時間を437分とした。この時間を添付書類の削減等及び全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善により行政手続コストの削減することとした。具体的には、平成30年度に営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化することにより、競争参加資格申請に係る申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間を30分短縮・全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善により11分削減できるものとした。さらに、平成元年以降に登記事項証明書、納税証明書の添付省略により、252分削減できることと仮定した。(資料1 スライド番号1参照)</p> <p>② 削減率の算出方法としては、削減率の対象と成る数値としては、競争参加資格（物品・役務）の更新期間である平成25年度から27年度（3年間）における、申請手続件数77,008件を対象として、本件数を全利用者の総所要時間395,560時間で除し、これにインターネット申請62.5%、郵送又は持参申請37.5%(平成28年度数値)を乗じて1件あたりの作業時間に要する時間5.13時間を算出し、さらに「行政手続コストの削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成30年4月24日行政手続部会）における事務局算出単価（2,543円/時間）を用い、手続にかかる費用は9.5億円とした。これを母数として「営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書」を一本化した場合は1件あたりの作業時間を算出し申請手続きに係る作業時間4.08時間を算出し、1.05時間、削減率としては20.6%の削減効果が見込まれるとした。(資料1 スライド番号2参照)</p> <p>③ 平成30年度に営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化、全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善が実施されたことから、今回、平成28年度から平成30年度（3年間）の件数に対する削減率を求めることとし、申請手続件数73,055件、インターネット申請80.2%、郵送又は持参申請19.8%(令和元年度数値)において、再計算を行った結果、平成30年時点での作業時間が1.05時間削減されたと仮</p>	

定した上で、削減率は 20.5%に達した。(資料 1 スライド番号 3 参照)

- ④ また、第 8 回デジタルガバメント WG(令和 2 年 3 月 23 日)において「営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書」を一本化した以降(令和元年度)の削減効果の値が重要であるとの指摘から、令和元年 4 月 1 日から令和 2 年 1 2 月の数値を抽出し検証を行った結果、申請手続件数 34,039 件インターネット申請 80.2%、削減率は 20.5%となり、目標としている削減率 20%に達している結果が得られた。(資料 1 スライド番号 4 参照)

	行政手続コストの削減、入札・契約手続の簡素化について
省 庁 名	総務省
論 点	(2) バックオフィス連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じることとされているが(規制改革実施計画(令和2年7月17日 閣議決定))、取組状況について御説明いただきたい。
<p>【回 答】</p> <p>① 登記事項証明書</p> <p>令和元年度に法務省と協議し法務省の登記情報システムの検索結果ダウンロード一覧取得 API で「ファイル SEQ」の取得を行うダウンロード一覧取得 API で取得した「ファイル SEQ」を用いて検索結果ダウンロード API を実行し、登記事項証明書情報を取得することにより申請時に添付を省略することとした。令和2年度にシステム改修を行い、令和3年5月から添付省略が可能となる見込み。</p> <p>② 納税証明書の(写し)</p> <p>令和元年度に、内閣官房 IT 総合戦略室、国税庁と納税情報の連携に係る制度的課題について協議を行ったあと、令和2年度において国税庁の有するシステムから納税情報の確認を行うことで、申請時に納税証明書の添付を省略することとした。適用時期については、システムの更改時期と重なることから開発費用の無駄をなくすため、令和3年度後期から令和4年度にかけてシステム改修を行い、令和5年度中には添付省略が可能となる見込み。</p> <p>③ 財務諸表</p> <p>財務諸表については、納税証明書と同様に他省において財務諸表情報を法有するシステムと API 連携等を行う方がセキュリティの面、システム開発期間、その後の運用保守におけるシステム運用費用等の優位性があることから、他省庁のシステムとの API 連携を視野に踏まえ検討に着手。システム毎に財務諸表における確認項目が違っていると伺っているため、令和3年度において財務諸表にかかわる情報システムを保有している国税庁、経産省などに対して調査を行うこととしている。</p>	

	行政手続コストの削減、入札・契約手続の簡素化について
省 庁 名	総務省
論 点	<p>(3) 普及啓発について</p> <p>政府電子調達システムの電子応札率は令和2年2月末において62.1%(令和元年度は66%)となっていると承知。令和2年度には民間事業者へのヒアリングも行い、ニーズの整理を行う予定とされていたが、調査結果について御報告いただきたい。</p>
<p>【回 答】</p> <p>電子調達システムの普及促進に当たっては、政府電子調達システムとしての課題や制度的課題が温存していることから、シンクタンクに委託して民間事業者に対する調査を行った。調査結果については、資料2の「民間利用事業者調査 最終話報告書」のとおりであり、その概要を資料3にまとめた。本調査結果については、内閣官房 IT 総合戦略室及び各府省庁担当部署等へ展開している。</p>	